

修了考査ガイドライン（案）について

- 昨年12月の社会資本整備審議会建築分科会とりまとめにおいては、構造/設備設計一級建築士講習及び構造/設備設計一級建築士定期講習について、「修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである」とされています。
- これを踏まえ、本年11月28日からの法施行に先立って、別紙の通り構造/設備設計一級建築士講習、一級/二級/木造建築士定期講習及び管理建築士講習について、「修了考査ガイドライン（案）」を定めましたので、お知らせします。

修了考査ガイドライン（案）

一 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第二十八条第二号の修了考査については、同条第七号の定めるところにより、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるよう、次の表の第一欄に掲げる講習に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる講習科目について、同表第三欄に掲げる内容を標準的な問題とする。

講習	科目	内容
構造設計一級建築士講習	一 構造関係規定に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 構造関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や構造設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。 （鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。）
	二 建築物の構造に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 計画条件を与えた上で、壁量計算、剛性評価、モデル化、座屈、変形能力など構造設計に関する理解力を問うための記述式の問題や、建築物に関する荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画、構造計算等の総論、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造等の各種建築構造の特性等に関する理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切に行う能力を問う。 （鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。）
設備設計一級建築士講習	一 設備関係規定に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 設備関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や設備設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式の問題等により、設備設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。 （空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等の主な建築設備に関し、万遍なく出題する。）
	二 建築設備に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 計画条件を与えた上で、基礎的な計算や機器の容量計算を行うほか、機器類の構成、配管系統を示す系統図を作成する問題や建築設備の計画、その特性等に関する理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、設備設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切に行う能力を問う。 （空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等の主な建築設備に関し、万遍なく出題する。）

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の修了考査については、同条第七号の定めるところにより、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるよう、次の表の第一欄に掲げる講習に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる講習科目について、同表第三欄に掲げる内容を標準的な問題とする。

講習	科目	内容
一級建築士 定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 設計及び工事監理に関する科目	・ 40問、正誤方式
二級建築士 定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 建築物（法第三条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	・ 35問、正誤方式
木造建築士 定期講習	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 木造の建築物（法第三条及び第三条の二に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	・ 30問、正誤方式

三 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第四十二条第二号の修了考査については、同条第七号の定めるところにより、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるよう、次の表の第一欄に掲げる講習科目について、同表第二欄に掲げる内容を標準的な問題とする。

科目	内容
イ 建築士法その他関係法令に関する科目 ロ 建築物の品質確保に関する科目	・ 30問、正誤方式